

令和5年度第3回神奈川県医療対策協議会 次第

日時 令和5年12月19日（火）
18時00分から20時00分

方法 オンライン形式（ZOOM）
配信会場：神奈川県総合医療会館2階
テレビ会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ア 地域枠医師・自治医科大学卒業医師の配置について（資料1）
- イ 令和7年度臨床研修医募集定員調整の基本方針について（資料2）

(2) 報告事項

- ア キャリア形成プログラムの進捗状況について（資料3）
- イ 地域枠医師について（資料4）
- ウ 特定労務管理対象機関の指定について（資料5）
- エ 第8次保健医療計画（医師確保計画）素案について（資料6）

(3) その他

「医学生・研修医等向けセミナー」のご案内（小松委員より）

3 閉 会

神奈川県医療対策協議会 出席者名簿

令和5年12月19日 オンライン開催

◎ 委員

NO	所属・役職	氏名	備考
1	学校法人東海大学医学部 教授	鈴木 秀和	
2	社会医療法人社団三思会東名厚木病院 名誉院長	山下 巖	
3	三浦市立病院 総病院長 (全国自治体病院協議会神奈川県支部長)	小澤 幸弘	
4	公益財団法人横浜勤労者福祉協会汐田総合病院 顧問	窪倉 孝道	
5	公益社団法人神奈川県医師会 理事	小松 幹一郎	
6	公立大学法人横浜市立大学医学部 医学部長	寺内 康夫	欠席
7	学校法人北里研究所北里大学医学部 教授	石倉 健司	
8	学校法人聖マリアンナ医科大学 学長	北川 博昭	
9	独立行政法人国立病院機構箱根病院 院長	今井 富裕	
10	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院 院長	川田 望	
11	公益社団法人神奈川県病院協会 会長	吉田 勝明	
12	公益社団法人神奈川県看護協会 会長	長野 広敬	
13	政令市（川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長）	小泉 祐子	代理出席：健康福祉局地域医療担当課長 神田 正顕
14	都市衛生行政協議会（大和市健康福祉部長）	新比叡 明	代理出席：大和市医療健診課 課長 山中 崇史
15	町村保健衛生協議会（中井町健康課長）	重田 勲	
16	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会 代表理事	矢野 裕美	
17	一般社団法人神奈川県産科婦人科医会 副会長	加藤 一喜	
18	日本小児科学会神奈川県地方会 幹事代表	伊藤 秀一	

◎ オブザーバー

NO	所属・職名	氏名	備考
1	横浜市 医療局 地域医療課 担当課長	新堀 大吾	
	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室長	大賀 秀一	
2	藤沢市 健康医療部 参事	関根 達郎	
3	茅ヶ崎市保健所 地域保健課 課長補佐	小室 雅英	
4	横須賀市 民生局 健康部 健康総務課長	笠原 利幸	
	県立足柄上病院長	牧田 浩行	
5	自治医科大学（学外）卒後指導委員	土肥 直樹	

◎ 神奈川県保健福祉事務所長会（オブザーバー）

NO	所属・職名	氏名
1	横須賀市保健所長	土田 賢一
2	神奈川県衛生研究所長	多屋 馨子
3	神奈川県 平塚保健福祉事務所長	長岡 正
4	神奈川県 厚木保健福祉事務所長	佐々木 つぐ巳
5	神奈川県 厚木保健福祉事務所大和センター所長	西海 昇

◎ 事務局

NO	所属・職名	氏名
1	神奈川県保健医療部医療課保健医療人材担当課長	松谷 尚彦
2	神奈川県保健医療部医療課課長代理（保健人材担当）	藤内 陽子
3	神奈川県保健医療部医療課人材確保グループ 副主幹	日澤 道晴
4	同 主任主事	新澤 駿
5	同 主事	小林 美保子
6	同 主事	井上 隆之
7	同 主事	原田 将太郎

令和6年度地域枠・自治医科大学卒業医師の 配置に係る考え方について

令和5年12月19日
神奈川県医療課人材確保グループ

Kanagawa Prefectural Government

キャリア形成プログラム適用医師の配置に係る検討体制について

- ◆ 根拠
地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）
- ◆ 協議主体
医療対策協議会
- ◆ 対象
キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

【地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）抜粋】

- ・地域医療対策協議会において派遣調整を行い、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されること
が必要である。
- ・地域医療対策協議会において、都道府県の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議する。
- ・派遣調整を行う医師はキャリア形成プログラムの適用を受ける医師である。

Kanagawa Prefectural Government

1 地域枠医師の配置に係る考え方

義務年限とキャリア形成プログラムについて

地域枠医師は、県内4医科大学を卒業したのち、初期臨床研修を含む9年間、神奈川県に従事する義務があり、指定診療科ごとに設定されたキャリア形成プログラムを選択し、以下のとおり地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図る。

1～2年目	3～5年目	6～9年目
臨床研修 県内の臨床研修病院 ※平成30年度以前の入学者はキャリア形成プログラムへの参加を前提として不問	専門研修 県内の基幹施設 ※期間はプログラムで研修に必要としている期間	地域医療実践 キャリア形成プログラムに掲載されている「地域実践」医療機関 ※対象医療機関は毎年調査の上、選定

令和6年度の配置に考え方（案）

キャリア形成プログラムを適用する医師の配置については、以下のとおり調整することとしたい。

【卒後1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内臨床研修病院の中から希望する医療機関を選択する。

【卒後3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門医研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【卒後6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の理由を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

Kanagawa Prefectural Government

4

配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和5年6月 以前	7～9月	10～12月	令和6年1～3月	令和6年 4月～
手続き 関係	キャリア形成プログラム誓約書又は 選択書を送付 修学資金貸与医師 に対するキャリア 形成プログラムへの 参加	7月 臨床研修修了後及び 専門研修の意向調査 修学資金貸与医師に、 専門医の取得希望及び 希望する専門研修病院 を調査 		協定締結 指定医療機関決定通知書 （指定病院決定通知書）を 修学資金貸与医師に送付 （3月末） 	指定医療機関で 修学資金貸与医師が 勤務を開始
会議		9月8日 第2回医療対策協議会 意向調査の結果共有	12月19日 第3回医療対策協議会 配置に係る考え方を協議	2, 3月 第4回医療対策協議会 修学資金貸与医師の配置結果の報告	

5

(参考) 神奈川県地域枠について

県のキャリア形成プログラムの適用を受ける医師は現状以下のとおり。

	横浜市立大学地域医療枠	神奈川県指定診療科枠 (産科等医師修学資金貸付制度) ※ R1に地域医療医師修学資金貸付制度と統合	神奈川県地域枠(指定診療科枠) (地域医療医師修学資金貸付制度)
根拠 (条例名)	緊急医師確保対策 経済財政改革の基本方針2008	緊急医師確保対策 (神奈川県産科等医師修学資金貸付条例)	緊急医師確保対策、経済財政改革の基本方針 2009(H22)、新成長戦略(神奈川県地域医療 医師修学資金貸付条例)
修学資金	無し	学費+生活費相当額	あり(10万円)
実施大学	横浜市立大学	横浜市立大学(廃止)	①横浜市立大学、②聖マリアンナ医科大学、③北里大 学、④東海大学
開始年度	平成20、21年度	平成21年度	①平成21年度、②平成22年度、③④平成24年度
実施期間	恒久的措置	平成21年度～平成31年入学生	平成21年～令和4年入学生
人数	毎年度 25名	毎年度5名(計55名)	各5名
診療科の範囲	なし	産科、小児科、麻酔科、外科	産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、 脳神経外科及び総合診療科
義務年限	初期臨床研修を含む9年間	初期臨床研修を除く9年間	初期臨床研修を含む9年間 (令和2年度以降は臨床研修を含む7年間)
指定医療機関	指定なし(大学附属病院及び県内 の医療機関)	県内の医師不足病院又は診療所	県内の医師不足病院又は診療所

6

2 自治医科大学卒業医師の配置に係る考え方

自治医科大学卒業医師の義務年限の取扱いについて

- ◆義務年限：
 - 最短で9年間（修学資金貸与期間の1.5倍）
- ◆勤務場所：
 - 各都道府県において**義務年限内の研修・勤務のローテーション**を作成
 - 具体の勤務先は、知事の指定するへき地等の公的医療機関

○ 本県は、以下の内規等により勤務場所を決定。

1. 自治医科大学卒業生の受入れについて（神奈川県内規）
2. 自治医科大学卒業生の受入れに関する事務取扱いについて（以下、「事務取扱い」という。）
3. 自治医卒医師の義務年限期間における地域派遣の配置方針について（以下、「配置方針」という。）
 （※3名期については、「自治医科大学卒業医師の3名期の配置ローテーションと結婚協定等に伴う勤務体制」にて配置を想定している。）

Kanagawa Prefectural Government

8

自治医科大学卒業医師の配置方法について

○ 本県のローテーションは原則として以下のとおりである。

【ローテーション】

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門医取得）	地域医療機関勤務
	神奈川県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立又は公的医療機関

【卒後6～9年目の配置先】

卒後6・7年目		卒後8・9年目
奇数期	偶数期	
派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・診療所（煤ヶ谷診療所は除く） ・保健福祉事務所（以下、「HWC」という） ※同期で2年間を分担、 ※2名期と3名期があり、ローテーションを各自設定	派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・煤ヶ谷診療所 ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期でローテーションを各自設定	県内の公立・公的病院 ※医師派遣を要望する公立又は公的医療機関から、県が選定して配置する。 ※配置先は、原則として2年間固定とする。

9



令和 7 年度から研修を開始する臨床研修医に係る 臨床研修病院募集定員調整の基本方針について

令和 5 年12月19日
医療課人材確保グループ

1

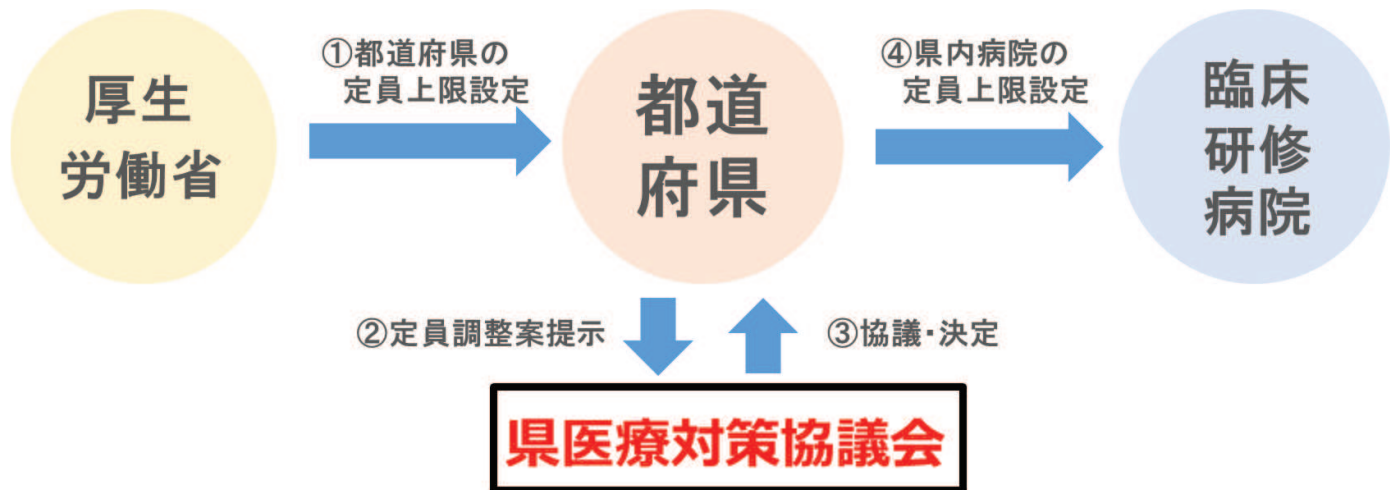
協議の概要

- 令和 7 年度から研修を開始する臨床研修医に係る県内臨床研修病院（59 病院）の募集定員調整に係る基本方針について協議する。
- 事務局（案）として、昨年度（令和 6 年度分）の基本方針を踏襲しつつ、今後の配分を進めたい。
- なお、各病院への具体的な配分数については、令和 6 年2～3月の第 4 回医療対策協議会で改めて協議を行う。

2

臨床研修病院募集定員調整業務について

- 都道府県は、厚生労働省が設定した各都道府県の臨床研修医定員上限に基づき、医療対策協議会で協議の上、**県内臨床研修病院の研修医の定員上限を決定**する。

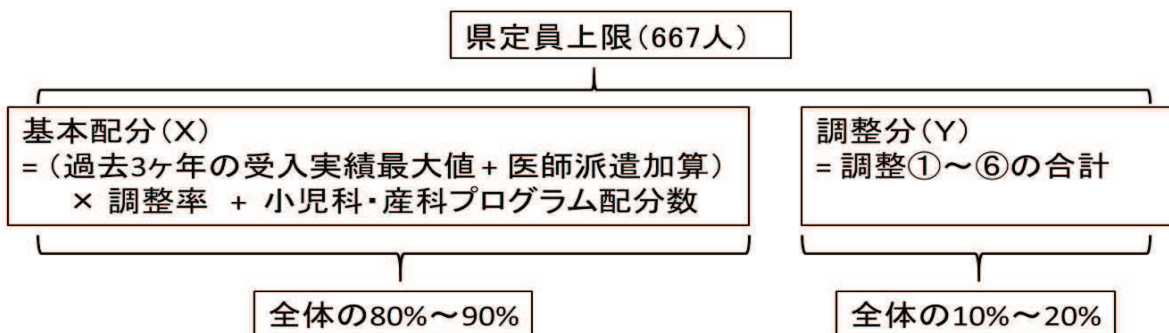


3

昨年度調整の基本方針について①

- 令和2年度に国⇒県に定員調整の権限が移譲されて以降、本県は、**従来の国の算定方法を踏襲した「基本配分」と、県独自の算定方法である「調整分」の2段階に分けて定員調整を行っている。**

(昨年度調整の全体像)



※この他に県定員上限枠外分での加算あり

「基本配分」⇒「調整①～⑤」⇒「調整⑥」⇒「枠外分」の順で各病院の配分を計算

4

昨年度調整の基本方針について②

○ 各病院の基本配分の算出

計算式 = (過去3か年受入実績最大値 + 医師派遣加算) × 調整率 + 小児科・産科プログラム枠

⇒ 各病院ごとに上記の計算を行い、基本配分の人数を算出

⇒ 各病院の基本配分の合計は、県全体の定員上限の80～90%となるようにする。

※基本配分の計算式は、権限移譲前に国が用いていた計算式をそのまま踏襲している。

<参考>

【医師派遣加算】

⇒ 県内他病院へ常勤医師を20人以上派遣している病院に対して与えられる救済的な加算配分
(20人派遣している病院に1枠、以後5人増えるごとに1枠ずつ加算。最大80人、13枠まで)

【調整率】

⇒ 各病院の基本配分の合計が、県全体の定員上限の80～90%となるよう任意に設定した値。

【小児科・産科プログラム枠】

⇒ 定員20名以上の臨床研修病院が、将来小児科・産科医を志望する研修医を受入対象として設置が義務付けられる研修プログラム。プログラムを設置する病院には自動的に4枠配分される。

5

昨年度調整の基本方針について③

○ 各病院の調整分の算出

⇒ 県が算定要素を調整①～⑥まで独自に設定し、それに基づいた計算をすることで各病院の調整分を算出

調整①

直近年度 (R4年度) 受入実績による加算

⇒ 直近年度受入実績に応じてすべての病院に加算を行う

調整②

過去3か年平均受入実績による加算

⇒ 過去3か年平均受入実績に応じてすべての病院に加算を行う

調整③

小児科・産科プログラムの受入実績による減算

⇒ 同プログラムの受入実績が不良な病院に対して減算を行う

調整④

過去3か年受入実績による減算

⇒ 過去3か年受入実績が著しく不良な病院に対し減算を行う。

調整⑤

過去3か年内定者数 (率) による加算

⇒ 過去3か年内定率に応じて、基準を満たした病院に対して加算を行う。

調整⑥

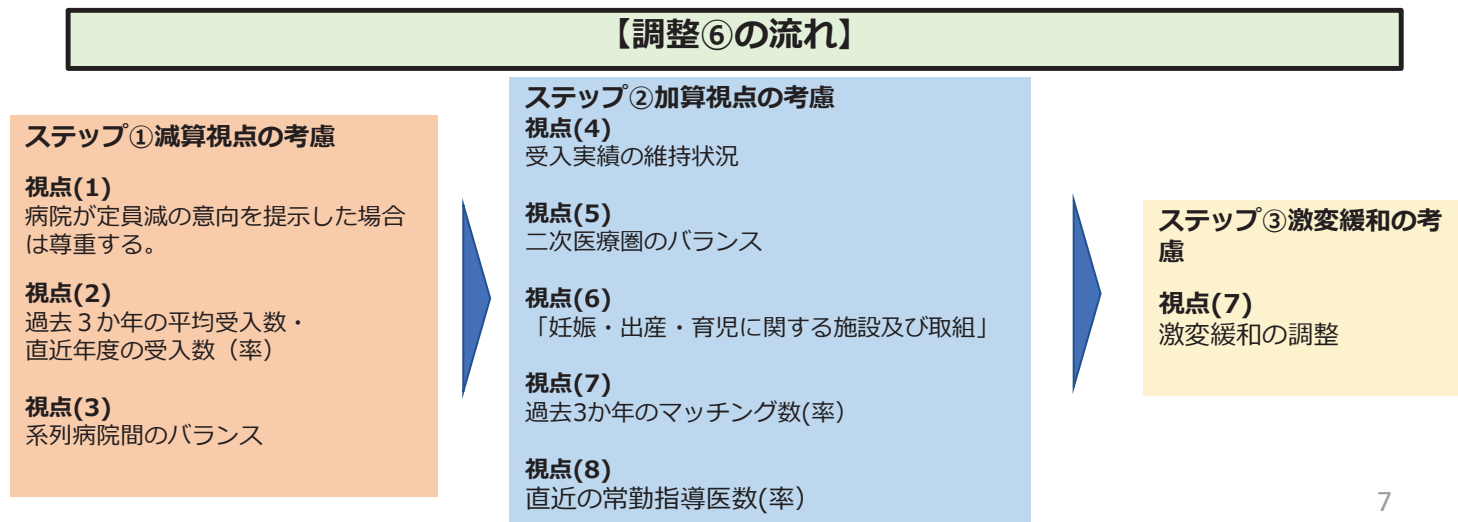
次スライド参照

6

昨年度調整の基本方針について④

○ 調整⑥について

・残枠の配分について、以下の各視点を、減算を行う視点、加算を行う視点、激変緩和に分類し、それぞれのステップにおいて残りの配分数を踏まえてどの視点を用いるか考慮の上で最終的な調整を行う。（ここまでに定員上限枠内分の調整は完了）



昨年度調整の基本方針について⑤

○ 県定員上限枠外分について

・基本配分&調整分の算定の結果、定員配分が1名となった病院に対しては、**最低配分数である2名となるよう定員上限枠外**で加算する（国の規定による）

（参考）昨年度の対象病院

NO	病院名	調整⑥までの配分数	定員枠外加算分	最終的な配分数
59	山近記念総合病院	1	1	2

今年度調整における本県の基本方針

<令和7年度算定における本県の基本方針（案）>

（案）

- ・ 「基本配分」及び「調整①～⑥」について、前年度までと同様の枠組みで実施してはどうか。

（理由）

・ 国の各都道府県への定員上限配分の計算上、県全体の受入実績の悪化は次年度以降の県定員上限の減少につながるおそれがあるため、これまで本県は、各病院の研修医の受入実績を重視して算定を行ってきた。

⇒ 配分において大きな比重を占める「基本配分」及び「調整①～⑥」については、受入実績を重視して従前どおりの項目により算定を行いたい。

9

今年度調整における本県の基本方針

<令和7年度調整における変更点（案）>

○最低配分数に満たない病院に対する定員枠外配分の廃止

・ 令和5年度第4回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、令和7年度の募集定員調整より最低配分数に満たない病院に対する定員枠外配分の廃止が諮られた。（別添参考資料参照）

⇒このことにより定員枠外加算が行われなくなる可能性がある。

（案）

・ 枠外加算がなくなった場合、調整⑥の「ステップ②加算の視点の考慮」に「最低配分数に満たない病院に対する配分」を組み込んではどうか

10

<令和7年度基本方針（案）>

- ・ 国から定員枠外配分の廃止の通知があった場合、「最低配分数に満たない病院に対する配分」を定員枠外ではなく、定員枠内で加算してはどうか。
- ・ それ以外については、前年度と同様に実施してはどうか。

○ 新要素を加えた調整⑥イメージ

【調整⑥の流れ】

ステップ①減算視点の考慮

視点(1)
病院が定員減の意向を提示した場合は尊重する。

視点(2)
過去3か年の平均受入数・直近年度の受入数（率）

視点(3)
系列病院間のバランス

ステップ②加算視点の考慮

視点(4)
受入実績の維持状況

視点(5)
二次医療圏のバランス

視点(6)
「妊娠・出産・育児に関する施設及び取組」

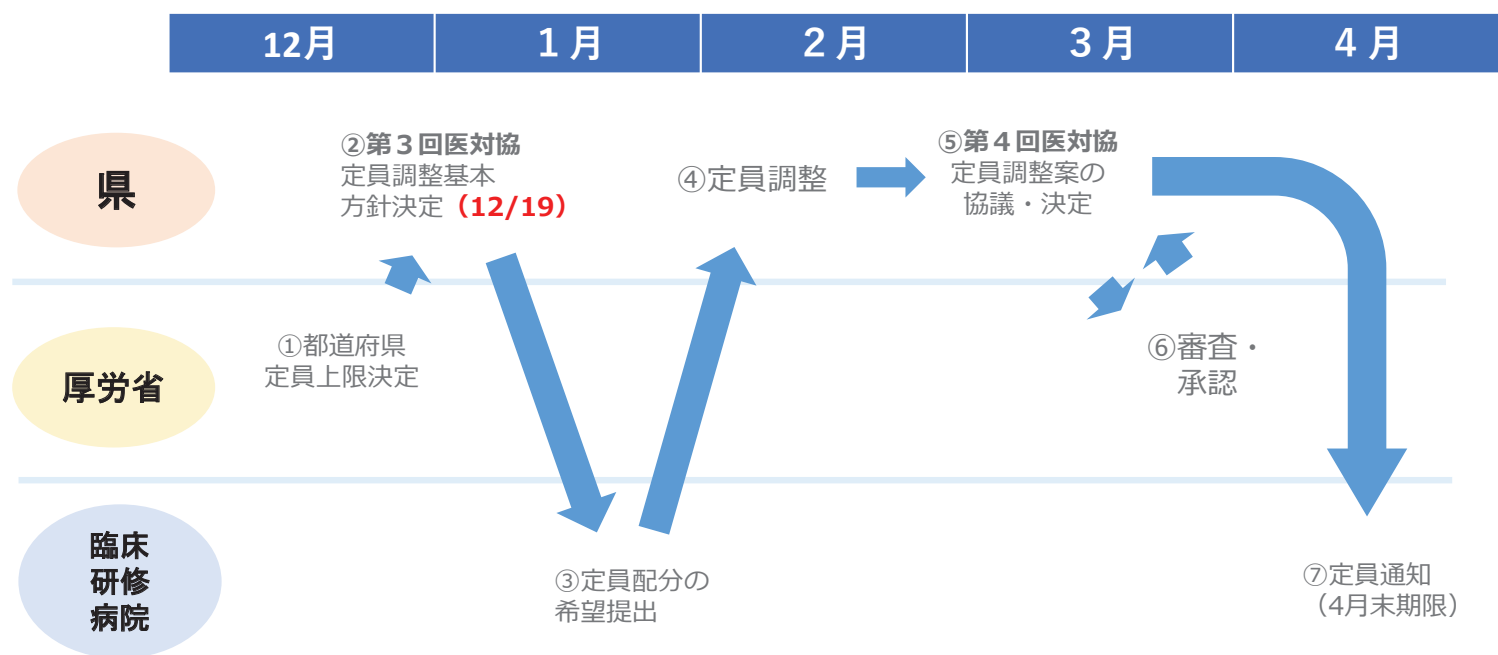
視点(7)
過去3か年のマッチング数(率)

視点(8)
直近の常勤指導医数(率)

視点(9)
最低配分数に満たない病院に対する配分

ステップ③激変緩和の考慮

視点(10)
激変緩和の調整



(参考) 過去の本県募集定員上限推移

	R3	R4	R5	R6	
本県定員上限	国当初配分	657	652	643	667
	コロナ禍による追加配分※1	5	5	5	0
	計 (α)	662	657	648	667
	(定員枠外分)	1	4	4	1
本県受入実績 (β)	642	630	644		
本県定員充足率 (β / α)	97.0%	95.9%	99.4%		
(参考) 全国定員充足率	80.2%	82.2%	82.9%		

※1 新型コロナ対策に都道府県のリソースが割かれている状況を考慮し、前年度より配分数が減少する都道府県に定員を5枠追加する特例制度。



医学生・臨床研修医向け
無料オンラインセミナー

わたしたちの

キャリア& 専攻医研修



お知りた
い



神奈川で働く先輩医師から学び、
自分に合ったキャリアパスを切り拓こう！

このセミナーでは、キャリアデザインや大学病院・市中病院の専攻医研修の取り組みについてご紹介します。臨床研修後の未来の自分を考えてみませんか？

第一部

わたしのキャリア

「タイトル未定」

講師

北里大学医学部消化器内科学

主任教授 草野 央くさのちか 先生

第二部①

大学病院の専攻医研修

「専攻医研修のイロハ～大学病院編～」

講師

北里大学医学部附属医学教育研究開発センター

医療技術教育研究部門教授 佐藤 武郎 さとう たけお 先生

第二部②

市中病院の専攻医研修

「“日本一ホワイトな救急・外科研修”を目指して」

講師

済生会横浜市東部病院

救急科医長 風巻 拓 かざまき たく 先生

日時

令和6年1月25日(木) 19時～20時半

申込み

右のQRコードからお申し込みください。
申込期限：令和6年1月19日(金)



医学生、研修医等をサポートするための会

主催：神奈川県医師会 共催：日本医師会

問合せ：神奈川県医師会病院診療所支援課 TEL 045-241-7000